

食品安全委員会（第 3 8 1 回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成 2 3 年 5 月 1 2 日（木） 1 4 : 0 0 ~
大会議室

2. 出席委員（7 名）

小 泉 直 子	（委員長）
熊 谷 進	（委員長代理）
長 尾 拓	
野 村 一 正	
畑 江 敬 子	
廣 瀬 雅 雄	
村 田 容 常	

3. 議 事

（1）腸管出血性大腸菌食中毒について （厚生労働省からの報告）

（2）食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・ 動物用医薬品又は動物用医薬部外品のうち、動物体に直接適用しない動物用殺虫剤であって、用法、有効成分の特性等から、食用に供する動物及び食用に供する乳、卵等の生産物を生産している動物が暴露される可能性がないものの承認、再審査又は再評価を行う場合（農林水産省からの説明）

（3）食品安全基本法第 2 4 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 動物用医薬品 2 品目
 - ①ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）
 - ②アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（ピレキシ ン 1 0 %）（農林水産省からの説明）
- ・ 肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正について（農林水産省からの説明）
- ・ 家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）に基づく輸入検疫措置の運用について定めた「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について（平成 1 7 年 8 月 1 2 日付け 1 7 消安第 2 8 9 1 号農林水産省消費・安全局長通知）」の改正について

(農林水産省からの説明)

- (4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について
 - ・ 添加物「(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について
- (5) 食品安全委員会の4月の運営について
- (6) その他

4. 配布資料

- (1-1) 飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生について（第2報）
- (1-2) 生食用食肉等の安全性確保について
- (1-3) 生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施について
- (1-4) 生食用食肉を取り扱う飲食店における情報提供について
- (2) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- (3-1) 食品健康影響評価について
- (3-2) 製造販売の承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- (3-3) 食品健康影響評価について<肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正について>
- (3-4) 普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について
- (3-5) 食品健康影響評価について<家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく輸入検疫措置の運用について定めた「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について（平成17年8月12日付け17消安第2891号農林水産省消費・安全局長通知）」の改正について>
- (3-6) 「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について」（農林水産省消費・安全局長通知）を改正し、浄水ろ過材用骨炭の輸入を認めることについて
- (4-1) 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物>
- (4-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ピリベンカルブ>
- (5) 食品安全委員会の4月の運営について